經濟論叢

第七十三巻　第五號

信用貨幣と統制……中　谷　　實（1）

19世紀以前の英國海上保險……谷　山　新　良（19）

後入先出法の展開と原理論よりの乖離…高　寺　貞　雄（40）

英國に於ける石炭業國有化政策に
　　關する一考察……中　村　忠　一（57）

〔昭和二十九年五月〕

京都大學經濟學會

第七十三巻　三一六　第五號　四〇

後入先出法の展開と原理論よりの乖離

——戰時インフレと戰後恐慌下に於けるアメリカ棚卸資産會計について——

高寺貞男

物價變動期における棚卸資産會計方法である後入先出法 „Last-in First-out" Method (LIFO) は、アメリカにおいてインフレーションが激しくなつた一九三八年に、歳入法において制限的適用が認められ、ついで一九三九年に、內國歳入法典において、一般的適用が稅務會計上認められた。この一九三〇年代第四四半期に誕生した後入先出法は、例えば最後に爐へ投入された鑛石から取出されると見做す假定的「物財の流れ」(フロウ・オブ・グッズ)を根據として、[1] 代替性(フンジブル)を持つ物財(グッズ)の維持、卽ち使用價値の維持により、棚卸資産利益(インベントリー・プロフィット)＝假空利益(ペイパー・プロフィット)を損益計算より排除する棚卸資産會計方法であつた。そして、後入先出法は使用價値の維持をもつて、資本價値の維持とする會計思考、卽ち實體資本維持說に立脚した一つの會計方法であつた。一九四一年、太平洋戰爭開始と共に、棚卸資産會計方法たる後入先出法も、單なるインフレ會計ではなく戰時インフレ會計へと轉化する必要にせまられ、又、朝鮮動亂後の過剩生産恐慌の出現と共にデフレ會計へと再轉化せざるを得なかつた。ここにおいて、後入先出法は新しい再生産構造に適應する會計方法に轉化する爲、原理論が持つていた前提を破壞しながら又原理論よりの乖離を結果しながら、畸形の子孫[2]を生み

出していつた。

本稿は、ブローが畸形の子孫であると呼んでいる次入先出法 „Next-in First-out“ Method (NIFO) 及び最高入先出法 „Highest-in First-out“ (HIFO) が如何なる再生産構造の下で、如何に原理論を破壊し、資本の要求により如何に展開してきたかの現實的過程を、課税所得決定問題を中心として論ずる事とする。

註 (1) E. B. Wilcox: *Rise and Fall of LIFO* (*Journal of Accountancy*, Feb. 1948, p. 99)

(2) C. G. Blough: *Reserve for Involuntary Liquidated Inventories Under the LIFO Method* (*Journal of Accountancy*, March, 1948, p. 204)

一　次入先出法の展開〔太平洋戰爭期〕

後入先出法を根據づける假定的「物財の流れ」理論は、拂出價格の計算において、最後に爐へ投下された鑛石は、最初に取出される事を前提としており、後入先出法適用の最初の數年間は原材料供給不足の結果、企業の棚卸保有量(インヴェントリー・ホールディング)が減少し、投入鑛石の減少により、爐中の鑛石が爐底に達し、最初に投入された鑛石層迄取出されるという事もなく、その意義をもつていた。そして、この前提に立脚して、代替性を持つ物財の維持も可能であり、架空利益排除の目的もはたされていたが、一九四〇年太平洋戰開始後、アメリカ戰時經濟下においては、原料材の供給不足と、完成品の急速な實現＝戰時調達の結果企業の棚卸保有量は減少し、爐底の比較的安い原價層迄、拂出される事態が起り、「物財の流れ」理論と使用價値の維持とが矛盾するという問題が提出された。ここにておい問題解決策として、企業はどんな手をうち、税務當局はどう對應して行つたであろうか。

一九四二年、即ち、太平洋戰爭開始の翌年、多數の後入先出適用企業は戰爭經濟に不可避である商品不足による棚卸保有量の減少即ち、豫期しなかつた棚卸資產の喰込(リクイデイション)の問題に直面した。戰時經濟下の物價騰貴は問題をさらに困難にした。後入先出法適用の棚卸資產の喰込は、一九四二年の收益に對して、古い原價層よりの低い拂出價値をも含めた原價を對應させる結果となり、再取得價格(時價)以下で拂出された原價と賣價との差額が課稅所得計算にもちこまれ、再取得價格(時價)と後入先出法原價(古い原價層の低い原價)との差額だけ企業所得が增大した。さらに戰爭經濟による所得稅率の引上げ、戰時超過利得稅の設置は後入先出法適用企業の重大問題となつた。[1] 少數の會社は低原價(ロー・コスト)棚卸資產問題の發生を見通して後入先出法選擇をしなかつたが、[2] 多數の企業はかかる豫期せざる不可避の事態に對する救濟を財務省及び議會に要望した。

「納稅義務者が統制し得ぬ强力な戰時條件の直接的結果として多くの基準棚卸資產は現在減少しつつある」、[3] 棚卸資產の喰込より生ずる增額表示された利益に對し戰時稅率(ワーター・レイト)によつて課稅されるならば、戰爭終了後に、棚卸資產を補充し、しかも、平時生產を再開するに必要な資金を得る事が困難となるであろう、さらにかかる課稅は企業が喰込を回避せんとして、基準棚卸資產を保有する爲、商品の積出を遲延させる結果、戰爭計畫を阻止するかもしれない、[4] と企業の立場を主張する救濟要望書が當局に提出された。

この要望に答えて、一九四二年、內國歲入法典 Internal Revenue Code 第二十二條d項 Section 22 (d) に「不本意なる喰込(リクイデイション)と棚卸資產の再取得 "Involuntary Liquidation and Replacement of Inventory"」名稱の附項六 Sub-section 6 (b) が附加され、[5] 喰込まれた棚卸資產部分の賣上による收益に、原始原價ではなく、再取得を對應させる、即ち現在の收益(カレント・リベニュー)に、現在の原價(カレント・コスト)を對應させる棚卸資產會計方法が稅務會計上認可された。原價基準を形式的に貫徹

させ、しかも實踐的には棚卸資産拂出價格を時價評價する會計方法である後入先出法は手持棚卸資産が或る一定量保有される限りでのみ、實體資本維持が可能であつたが、棚卸保有量の減少は、實體資本維持を困難ならしめ、新しい再生産構造へ轉化する事が要求された。ここに於て、矛盾に落ちこんだ「物財の流れ」理論を次期に再取得を豫定される物財に迄、概念的に擴大させ、喰込部分の拂出價格を次期に再取得される商品の原價(時價)とし、實體資本維持を貫徹させようとする棚卸資産會計方法である次入先出法が誕生する。[6]

「物財の流れ」理論を概念的に轉化、擴大し、實體資本維持を貫徹させる次入先出法は、後入先出法のモディファイされた會計方法であり、後入先出法の先行形態であると一般にいわれる恒常在高法の會計思考の中にその前驅的展開が見出し得る。なぜならば、恒常在高法においては、期末在高が期首繰越高＝恒常在高より不足する喰込部分の拂出價格は取得時價にて評價され、實體資本維持を可能とするからである。次入先出法は、已に恒常在高法に於て發芽した會計思考を原價基準によりながら、展開したと考えてよいであろう。特殊な原價配分の方法たる後入先出法は、原價概念を次期に取得される商品迄延長し、原價基準を形式的に貫徹させながら、次入先出法へと轉化し、現在の原價に現在の收益に對應させる會計的可能性を形成した。內國歳入法典の救濟條項 Relief Provision が喰込まれた棚卸資産部分の現實的再取得迄、喰込年度の所得修正計算を引延し、客觀的再取得の年度において、喰込年度の所得修正をなす事を規定した結果、原價基準は形式的に貫徹されている。

內國歳入法典第二十二條d項は「不本意なる喰込」を次の如く定義している。

「附項六(b)「不本意なる喰込」の定義。

本號において「不本意なる喰込」とは本項所定の棚卸方法の對象たる資産を、納稅者が自已の意思により、又は

その意思にもとずかずして販賣又は處分し、且つ、その際、次に掲げる事情により、仕入、製造をなしえず、從つて當該販賣又は處分の課税年度期末において、もし期末に存在するとすれば本項の規定に從うであろうところの資産を課税年度の期末に所有、生産しえなかつた場合における、當該賣却又は處分をいう。

但し、當該資産の仕入又は製造を不可能ならしめる事情が、直接且つ專ら、左に掲げる理由によることを要する。

一、制限的な外國からの供給源が、敵國により占領管理されている場合

二、船舶その他の輸送機關の不足

三、優先的取扱又は割當制度による原料不足

四、勞働力の不足

五、納税義務者にとつて不可避のその他の戰時事情」

救濟規定は次の如くである。

「附項六A純所得及び税額の調整

一九四〇年十二月三十一日後に始まり、一九四八年一月一日前に終る課税年度[7]において、本項所定の方法に從つて資産の棚卸を行つている納税義務者の期末棚卸在高が、當該年度資産についての期首棚卸在高よりも減少を示し、且つ、歳入局長官が財務長官の承認を經て定める期日、手續、及び規則に從つて歳入局長官に對し、當該棚卸資産の減少は、第(b)號に定義する當該棚卸資産の不本意なる喰込に歸因する旨を充分に立證し、更に、一九五三年一月一日前に終る爾後のある課税年度[8]の期末棚卸高が、以前喰込んだ棚卸資産の全部又は一部の再取得を示している場合には、當該喰込年度に決定された納税者の純所得は次の如く調整される。

一、不本意なる喰込の年度の期首棚卸資産中の當該資産の總原價が、總再取得原價を超過する場合には、その差額だけ增額するか、又は

二、かかる總再取得原價が不本意なる喰込の年度の期首棚卸資産中の當該資産の總原價を超過する場合には、その差額だけを減額する。

……右の調整により生じた稅額の增加分は、不足稅額として、しかし利子を附さずに追徵され、また同樣にして生じた過納分は拂戻しされるものとする。」

右の課稅所得更生決定は喰込の年度の所得修正を、現實に喰込部分の再取得がなされた年度において行うものであり、又再取得年度の所得計算に影響を與えないため、次の如き特殊な會計方法を用いる。即ち、再取得原價を二分し、後入先出法(喰込)原價と再取得原價との差額である修正分は喰込年度の損益計算に試課し、喰込年度の所得を更生決定すると共に、他方、再取得年度の仕入勘定へは單に喰込資産の舊原價で記入され、再取得年度の期末棚卸資産の繰越原價となる。かかる會計手續により、喰込年度の所得は修正され、修正年度に再取得された棚卸資産は、以前に取得されたものと見做されて手持棚卸資産となり、あたかも喰込が發生しなかつたかの如く、再表示される。[9]

稅法は、豫定價格を前提する不確定的性格を持つ棚卸資産補充準備金の設定により、喰込年度の課稅所得を直接的に修正計算を認可せず、實際に補充部分の再取得取引の客觀的發生に基準をおく修正計算を規定したのである。

註 (1) J. K. Butters: *Inventory Accounting Policies*, 1949, p. 195.

(2) J. K. Butters: op. cit., p. 78.

(3) アメリカ合衆國上院財務委員會 Committee on Finance の一九四二年歳入法案

(4) J. K. Butters: op. cit., p. 196.

(5) A. H. Dean, *An Inquiry into the Nature of Business Income under Present Price Levels*, 1949, pp. 58—59.

(6) M. Moonitz: *The Case Against LIFO as an Inventory Pricing Formula* (*Journal of Accountancy*, June, 1953, pp. 684—685)

(7) 救濟條項は一九四三年の歳入法 Revenue Act により、救濟適用期間たる所謂戰爭期間を一九四〇年十二月三十一日後に課稅年度迄遡及して適用された。J. K. Butters: op. cit., p. 78.

(8) 再取得さるべき最終年度は最初は一九五一年一月一日前に終了する課稅年度と規定されたが、後で、二年間延長され一九五三年一月一日前に終了する課稅年度と改正された。

(9) J. K. Butters: op. cit., pp. 196—197.

二　次入先出法の稅務上の現實的問題

納稅義務者（企業）の立場からは第二十二條d項、六、について二つの問題があつた。

第一の問題は過納分の拂戻しが不可避的に遲延する事に集中された。拂戻し額は稅務申告書（タックス・リターン）が再取得の年度に受理される迄、決定されず、然も、數年間も稅務申告書の審査が引延され、その結果喰込部分の再取得時の資金とはなりえなかつた。又拂戻しに對する請求權を貸出機關（レンディング・インスチチュート）が擔保力ある資産（バンクアブル・アセット）と見做すことを躊躇したことより財務問題に當面した會社があつた。ここに於て、納稅義務者は財務省及び議會へ、(一)棚卸資産の再取得の爲に、拂戻しの支拂計畫の急速なる樹立、と(二)拂戻しに利子を附することを要望した。

「これらの納稅義務者は自己の資金の使用を否定されながら、政府によつて、資金の使用に對し、利子を受取つ

ていない。かかる理由により、委員會の議案は內國歲入法を改正する」[1]と報告され、拂戻し及び追徵に對し利子を附するところの一九四八年歲入法改正案は下院を通過したが、上院で否定された。一九四九年二月になつて、財務省は、不本意なる喰込を受けた棚卸資產の再取得の爲、納稅者へ支拂わるべき純拂戻し額の七五%迄の急速なる支拂を認めた裁定(ルーリング)を下した。かかる拂戻しは稅務申告書の最終的な審査に先立つての中間基準(インテリム・ベイシス)によつて、納稅義務者の運轉資本の緊急な必要についての實質的救濟としてなされた。

第二十二條d項六をめぐる第二の問題は棚卸グルーピングとの關連に於ける問題である。

この問題は議會報告書に明確に說明されている。「現行稅法は棚卸資產の不本意なる喰込とその再取得について採用された特別救濟を得る爲には納稅義務者は喰込の發生した年度の稅務申告書において撰擇(エレクション)をなすことを要求する。委員會の注意は或る事例(ケース)において、納稅義務者が自己の不注意によつて申告書を作成する時に撰擇をなすことが有利となるだろうことを知らなかつた事實に向けられた。例えば行政機關(ガバーメント・エイジェンシー)は納稅義務者が一グループと考えている棚卸項目を二グループに分離した事例があつた。分離の結果として、結合したグループについては、棚卸保有量の減少は發生しなかつたが、分離したグループにおいて喰込が發生した狀態があつた。適時の撰擇をしていなかつたので納稅者はグルーピング分離の年度に對する控除として、後の年度において、喰込部分の再取得の原價超過額(エックセス・コスト)を適用出來ない。委員會の提案は內國歲入局の歲入局長官(コミッショナー)に何時、納稅義務者が不本意なる喰込と再取得條項の下に撰擇をせねばならないかの決定についての任意決定權を與えた結果、かかる困難な事例において、救濟を受けることが納稅義務者に可能となるであろう[2]」施行規則(レギュレイション)第二九、二二二d——七條によれば、喰込年度の稅務申告書提出六ケ月以內に、歲入局長官に對して、喰込の全部又は一部を補充する意思があり、且つ、本救濟を受けたい旨を通

知しなければ救濟は受けられないのであるが、一九四四年の財務省通達五三九一號（D. T. 5391, C. B. 1944, 474）は歳入局長官は納稅義務者の要求があれば、この期限の延長が許可されると規定している。[3]

一般的に云つて、內國歳入局は喰込の救濟條項の施行に於て、後入先出法適用についての稅務行政上の要請の一般的緩和の線にそつて自由な政策をとつていた。アメリカ稅務行政上の所謂地方分權主義は中央政策を現實にさらに緩和化していると考えてよいであろう。例えば內國歳入局は不本意なる强制的戰時喰込の概念構成において、極めて自由であり、歳入調査官は納稅義務者の條項の形式的適用の詳細が不正確におこなわれても、意圖が明白な場合は、救濟は有效であると認めた事例があるほどである。[4]

註 (1) *Report of the Committee on Ways and Means* (*House Report*, No. 2087, 80th Congress 2d Session, p. 25)

(2) *House Report*, No. 2087, p. 25.

(3) 福田幸弘氏、米國稅法における棚卸評價法の進展(2)　稅法學三三號、二七頁

(4) J. K. Butters: op cit, pp. 201—202.

三　次入先出法の展開〔戰後勞働運動高揚期と朝鮮動亂期〕

不本意なる喰込に對する救濟條項の規定する所謂戰爭期間は一九四八年一月一日に滿期となつたが、太平洋戰爭後のアメリカに於ける勞働運動は、一九四九年秋にその頂點に達し、基幹產業を中心として、ストライキは展開した。特に、一九四九年九月十九日より軟炭勞働者約三八萬人、十月一日より鐵鋼勞働者約五十萬人のストライキが主要基幹產業に發生した[1]爲に、原材料供給源としての基幹產業のみでなく、一般產業及び商業に於いても、棚卸資

産の喰込が現實となつた。"labour difficulties in the taxpayer's plant or the plant of one or more suppliers of its materials" を原因とする喰込が發生した。[2] 例えば、一九四〇年に後入先出法を採用し、一九四九年においても、棚卸資産の貸借對照表價格は一九四〇年の價格で表示していたU・S・スチール會社は、一九四九年のストライキのため、一九四〇年の價格で評價されている原材料を使用せざるをえない事態となつた。[3] 全アメリカ經濟を通ずるかかる傾行を第一表が明白に表現してるい。

（第一表參照）

第一表 會社資金の使途及び源泉（單位10億ドル）[1]

	1950	1949	1948
資金の使途；			
工場及び設備	17.2	16.1	17.4
在　荷	7.3	−4.6	5.0
受取勘定	9.7	−0.5	2.5
現　金	1.0	1.9	−0.2
合衆國證券	3.6	2.0	0.3
その他	0.3	−0.2	2)
計			
資金の源泉；			
留保利潤	12.5	8.6	12.8
減價償却準備金	7.0	6.7	6.0
所得稅積立金	7.7	−2.4	0.8
支拂勘定	5.6	−2.2	0.9
銀行貸付	2.9	−1.8	1.1
新證券發行	3.4	4.7	5.6
その他	1.6	0.6	0.8
計	40.7	14.4	27.9

(1) 銀行及び保險會社を除く　(2) 5000万ドル以下

出所：*Federal Reserve Bulletin* 1950年5月號

〔說明〕表は1948年末からはじまつた戰後の中間恐慌の影響をも受けての結果をも表現していることに留意していただきたい。

ここにおいて、會計年度末における工場火災等の特殊原因をも含めた平時に於ける後入先出法適用棚卸資産の喰込の概念を、例えば一年以内に再取得される全喰込は不本意なるものであるとし、戰時における喰込と同樣なる特

別の取扱を受ける資格があるとの主張が生れて來た。然し、この解決可能な接近も稅務當局の認可するところはならず、朝鮮動亂及び再開された防衛計畫が後入先出法運動に新しい刺戟を與えた一九五一年の初め迄またねばならなかつた。[6]

一九五〇年五月に始まつた朝鮮動亂は不本意なる喰込についての救濟條項の再出現を結果した。一九五一年の改正による內國歲入法典第二十二條d項六Fは一九五〇年六月三十日後に始まり一九五四年一月一日前に終了する課稅年度において喰込が發生し、一九五六年一月一日前に終了する課稅年度において再取得がなされる場合には、太平洋戰爭中の不本意なる喰込と同樣な特別の救濟がなされ、喰込年度の課稅所得が修正計算されうると規定している。[7] 然も、朝鮮動亂が單なる局地戰爭ではなく、アメリカの世界政策（グローバル・ポリシイ）の一環であることからも推察されるように、第二十二條d項六(f)は、太平洋戰爭中の附項六Bの戰時喰込の諸原因のほかに、國際間の正常なる取引關係の破壞によるものを附加し、又、「敵國」「戰爭」の意味を擴大し、國家防衛體制の期間にも適用しうる如く解釋さるべきものとしている。[8]

一九五一年內國歲入法典より發生した問題は、喰込部分の再取得がなされた場合、太平洋戰爭中の喰込の再取得か朝鮮動亂中の喰込の再取得かという問題である。內國歲入法典は最近の喰込へおこなわれる事を要請し、一九五〇年六月三十日後に始まり一九五三年一月一日前に終る課稅年度に發生した喰込は、一九四一年から一九四七年迄の課稅年度に發生した喰込について修正計算がなされる前に、再取得されるものとして取扱わるべきであると規定している。これに對し、一九五一年歲入法 Revenue Act of 1951 は一九五三年一月一日以前になされた再取得はまず第一に、一九五〇年六月一日後一九五三年一月一日前の喰込部分の再取得としてよりも、一九四一年より一九

四七年の間の棚卸部分の再取得として取扱われるものと改正した。

註 (1) 安本官房調査課、米國の炭坑及び鐵鋼罷業について、二頁
(2) Raymond A. Hoffman: Tax Shortcoming in the LIFO Provisions; on, Taxes, June, 1953, p. 410.
(3) 渡邊進教授、後入先出法の性格、現代會計學の課題、五三頁
(4) Herbert Petzlaff が M. P. McNair, A. C. Hessum 共著の *The Retail Inventory Method and LIFO* の書評において、朝鮮動亂と後入先出法運動との關連について言及している。*Accounting Review*, Jan. 1953, p. 143.
(5) B. Harrow: *Changes in Excess-Profit Tax Under The Revenue Act of 1951*; Other Provision, *Journal of Accountancy*, Jan. 1952, p. 41.
(6) 渡邊進教授、貨幣價値變動と課稅所得、會計六四卷一號、二十八頁
(7) B. Harrow: op. cit., p. 41.

四　最高入先出法の展開〔過剰生產恐慌期〕

戰後アメリカ經濟は若干の物價下落を經驗し、その後、上昇をたどつたとはいえ、常に恐慌へ突入する可能性を構造内部にひそめていた。若し、價格が急激に下落することが豫測されるならば現行稅法上、有利性を持つ後入先出法を繼續的に適用することが困難となつて來る。卽ち、本來利益平準化計算方法である後入先出法は價格が安定或いは、上昇している限り、稅法上の有利性はあるが、價格が急激に下落すれば、利益の過大表示を結果し、高い稅金を支拂わねばならなくなる。[1] 故に、或る會社は稅務目的のため、後入先出法を撰擇するに先立つて中間報告に二度後入先出法を採用したが、主要原料の價格が會社年度末に、年度始以下に下落した爲に後入先出法を適用しなかつたほどである。[2]

ここにおいて、「低價主義の原則がとられ、價格下落時の會計年度末の低い價格水準へ原價基準を適應することが認可されるならば後入先出法の擴大的撰擇がなされるであろう[3]」と主張する見解が一九五一年から展開された。

アメリカ管理協會 American Management Association は一九五一年十一月、ニューヨークの財務管理會議の "*Toward Uniform Inventory Pricing*" と題する報告において、後入先出法の即時的適用に對する最後の障害を排除するため、税法の修正を要望し[4]、一九五二年になると、

Tax Committee of the National Association of Manufacturers; the Department of Manufacture Committee of U. S. Chamber of Commerce; the American Retail Federation (included National Retail Dry Goods Association); the American Iron & Steel Institute; the American Cotton Manufacturers Institute; the Commerce and Industry Association of New York.

等々の各種團體[5]も後入先出法適用棚卸資産の價格が、後入先出法原價以下に低下しても評價減を是認しない税法の修正を要求した。一九五二年十二月アメリカ會計士協會の聯邦税務委員會 Committee on Federal Taxiation は聯邦税法改正に關する五十八項目の勸告の中で「第二十二條d項は所得税目的のため、後入先出法を使用している納税義務者に the lawer of cost or market で棚卸資産を評價することを認可するよう修正さるべきである[6]」と内國歳入課税合同委員會 Joint Committee of Congress on Internal Revenue Taxiation. 〈要望している。

會計年度末の時價が後入先出法原價より低下した場合、"LIFO or Market, whichever is lower を採る棚卸方法は,, Cost or Market" の再現であり[7]、又後入先出法と低價主義との組合＝結合であり[8]、最高入先出法 Highest-in First-out Method (HIFO) と呼ばれる。最高入先出法は取得の順序をまつたく無視した、「物財の流れ」理論と矛盾した棚卸會計方法であり[9]、任意に會計年度中の最高原價を拂出價格とする方法である。最高入先出法は恐慌下の

棚卸資産會計方法であり、原價基準のみを單に形式的に維持するだけであり、繼續性の原則の完全なる破壞であり、單なる後入先出法のモディフィケーションではなく、會計方法の完全なる轉化である。

假に、會計年度を半期とし、後期に價格下落を經驗した場合、後入先出法計算と後入先出法へ低價主義を導入した最高入先出法とによる計算を例示すれば、例解一、例解二の如く、最高入先出法の計算結果は、會社が年度初より先入先出法を採用した場合と同じである。[10] 然も、價格が再び上揚すれば、後入先出法適用と同結果となるのである。最高入先出法は價格上昇期には後入先出法、價格下落期には先入先出法へ轉化するところの流動的會計方法である。

＜例　解　Ⅰ＞
先入先出法計算

繰越棚卸（1月1日）
10,000單位　@ ¥.10.　¥ 100,000
當期仕入
15,000單位　@ ¥.12.　¥.180,000
¥.280,000
賣上原價（15,000單位）
10,000單位　@ ¥.10
5,000單位　@ ¥.12　¥.160,000
¥.120,000
當期仕入
150,000單位　@ ¥. 7　¥.105,000
¥.225,000
賣上原價（15,000單位）
10,000單位　@ ¥.12
5,000單位　@ ¥. 7　¥.115,000
期末棚卸……¥. 70,000
賣上原價－¥160,000＋¥155,000＝¥315,000

＜例　解　Ⅱ＞
最高入先出法計算

繰越棚卸（1月1日）
10,000單位　@ ¥.10　¥.100,000
當期仕入
15,000單位　@ ¥.12　¥.180,000
¥.280,000
賣上原價
15,000單位　@ ¥.12　¥.180,000
¥.100,000
當期仕入
15,000單位　@ ¥. 7　¥.105,000
¥.205,000
賣上原價（15,000單位）
10,000單位　@ ¥.10
5,000單位　@ ¥. 7　¥.135,000
期末棚卸……¥. 70,000
賣上原價＝¥180,000＋¥135,000＝¥315,000

最高入先出法の會計史的源泉は、個別法及び低價主義等に求められる。

一般的にいつて、個別法は材料が取得の順序に拂出される限り、價格上昇期には先入先出法と同樣な效果をもつものであるが、個別法の實踐的濫用は購入原料の各口の量的同一性を代替性をもつ商品で維持しながら、拂出單位の任意撰出により、利益操作を可能とするものである。或る綿花會社の重役は自分の會社は常に仕掛品へ最高價格の棚卸原綿を賦課する個別法を採出していると報告している。かかる方法は價格上昇期には、後入先出法適用に相當し、價格下落期には、先入先出法に類似する效果をもたらすものである。バッターは、かかる會計方法を最近の會計學文獻では HIFO として論じていると述べている。[11] クラックは「物理的同一性よりも經濟的同一性に基礎をおく個別法は、時々有利性を持つている。販賣を補充する購入は、販賣と同一性を持つものである。かかる同一性の形式は掛繋されない原料の運輸資金をのぞけば效果的掛繋とまつたく同樣である」[12]と、個別法の掛繋性を論じている。

價格下落を契機として、恒常在高法より、低價主義へ評價原則を變更した事例は國際農機具會社に見出される。同社は「原料、半製品、製品は一九一六年の棚卸價格（その年度の實際價原價）（一九一七年十二月三十一日營業報告）を恒常在高とし、恒常在高法を採用したが、戰後恐慌にあえいだ一九二一年になると「會社の製品に對する一九二一年度中に於ける商品市價の急激なる下落は、棚卸評價に關する恒常在高法の繼續を不必要ならしむる如き、物價水準をもたらした。從つて製造季節の終了後における仕入を含めて原料及び需要品は一九二一年十二月三十一日の原價時價最低基準にて評價された。半製品及び製品は一九二一年十二月三十一日の原料及び勞働賃率の市場價格に基き取替原價にて評價された。この取替原價は本年中の生產原價より低いものである」[13]（一九二一年十二月三十一日

營業報告書）と報告し、本來インフレ期の架空利益を排除する會計方法である恒常在高法も、物價の急激な下落の前に、低價主義へ轉化せざるを得ない企業の論理を述べている。

後入先出法が恐慌を契機として、企業の自己安全の手段としての最高入先出法へ轉化する會計思考が先行形態の中に已にあらわれている。最高入先出法の稅法上の認可を提案した要望は一九五二年半ばより議會で熟慮の對象となつておるだけであり、[14] 又提議された修正が法律に取入れられたならば、矛盾は合法化されると反對するエンゲルマン[15]に對し、議會において認められれば、最高入先出法は一般に認められた會計原則の一つとして加えることが出來るとムーニッツ[16]は主張し、現在まだ明白な線が出ていないが、アメリカ經濟に恐慌が爆發したならば、急速なる實現の日がやつて來るであろう。

アメリカ經濟の危機は、首已一貫性の原則を無視し、企業の獨自的任意の主張により評價、或いは撰擇する便宜主義である "Say So" Method (SASO)[17] が顯在化する可能性を常に持つているのである。

註 (1) M. Moonitz; op. cit., p. 685.

(2) J. K. Butters; op. cit., p. 77.

後入先出法適用の初期においては、その事業の財政狀態を示す一切の報告書は、後入先出法によつて計算された金額を記載しなければならないのであつて、稅務目的のためには後入先出法を採用し、その他の目的に、他の方法は許されなかつたが、會計士協會等より、反對をうけ、一九四二年に改正され（一九三九年に遡及され）、報告書に關する以上の要請は年次報告書のみについて適用され、四半期毎、半年毎の報告書等中間報告書には適用されないことになつた。

(3) H. T. MaAnly のアメリカ管理協會での報告 "*How Uniformity in Inventory Pricing can be Accomplished*", *Accounting Review*, Jan. 1953. p. 55.

(4) K. Engelmann: *The "LIFO or Market" Plan, Accounting Review*, Jan, 1953, pp. 54.

(5) H. T. McAnly: *The Case for LIFO; It Realistically states Income and is Applicable to Any Industry. Journal of Accountancy*, June. 1953, p. 697.

(6) *AIA federal Tax Committee makes 58 proposal to improve federal Taxiation, Journal of Accountancy*, Dec. 1952, p. 720

(7) K. Engelmann: op. cit., p. 56.

(8) Herbert Petzlaff が M. P. NcNair, A. C. Hersum の共著 *The Retail Inventory Method and LIFO* についての書評において主張してゐる。 *Accounting Review* Jan. 1953, p. 146.

(9) E. B. Wilcox: op. cit., p. 99.

(10) K. Engelmann: op. cit., pp. 55—56.

(11) J. K. Butters: op. cit., p. 157.

(12) E. A. Krack: *Inventory; From Fetish to Creed, Accounting Review*, June, 1941 pp. 180—181.

(13) 黒澤清教授、會計學、三八六頁

(14) 上院財務委員會は内國歳入課稅合同委員會に、最高入先出法問題に關する研究と報告を求めた。一九五二年七月七日、A. Sidney Camp (Way and Means Committee の委員) により H. R. 7447 として「納稅義務者は一九五二年六月三十日後に終る最初の課稅年度の稅務申告書において、棚卸資產を Cost or Market, whichever is lower で評價する事を選擇し得る」という議案が提出され、一九五二年、八月二十三日、同樣の議案が Daniel. A. Reed によつて H. R.7554 として提出された。

Raymond A. Hoffman: *Tax Shortcoming in the LIFO Provisions*. Taxes, June, 1953. pp. 407—408

(15) K. Engelmann: op. cit., p. 55.

(16) M. Moonitz: op. cit., p. 686.

(17) [*Beware of the SASO Methode*] *Journal of Accountancy*, June, 1953, p. 700.

(一九五三・十月稿)